

## 高松市地域部活動検討委員会設置要綱

### (設置)

第1条 高松市立中学校における休日の部活動の段階的な地域移行について検討するため、高松市地域部活動検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域部活動への移行に必要な事項に関すること。
- (2) その他高松市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が必要と認める事項に関すること。

### (組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 教育関係団体の役員
- (3) 体育・スポーツ・文化関係団体の役員
- (4) 前3号に掲げる者のほか、教育長が必要と認める者

### (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から、当該日の属する年度の3月31日までとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

### (委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

- 3 委員会の会議には、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、教育局保健体育課、教育局学校教育課、教育局生涯学習課、創造都市推進局スポーツ振興課及び創造都市推進局文化芸術振興課の職員をもって組織し、教育局保健体育課が主管する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年9月1日から施行する。

(招集の特例)

- 2 この要綱による最初の委員会の会議及び委員の任期満了後における最初の委員会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。

(この要綱の失効)

- 3 この要綱は、委員会の目的を達成した日に、その効力を失う。